

市街化調整区域での開発の規制が強化されます

頻発・激甚化する自然災害に対応するため、令和 2 年 6 月に都市計画法が改正され、市街化調整区域であっても市の条例で特例的に開発や建築が許可可能となっている区域のうち、災害リスクの高い区域は原則として許可出来なくなります。なお、この改正は令和 4 年 4 月 1 日から施行されます。

阿南市では市の条例で以下の区域や許可基準を定めています。

- 〔 条例宅地や世帯分離による住宅、収用事業により移転する建物
田園集落・幹線道路沿道・市街化区域に隣接する区域での住宅や店舗・事業所 など



この区域のうち下記の災害リスクの高い区域が規制対象（例外を除く）となります。

- ①災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域
- ②土砂災害警戒区域
- ③洪水及び高潮浸水により、想定最大規模降雨で浸水深が3m以上となる区域
※ただし、洪水浸水の場合は当面の5年間は計画降雨での規制となります。
- ④浸水被害防止区域
- ⑤政令第 8 条第 1 項第 2 号ロから二に掲げる土地の区域

（津波災害特別警戒区域などの災害発生の恐れのある区域、優良農地や自然環境を保全すべき区域）

※①⑤は以前からの規制区域ですが、②③④は改正で新たに追加された規制区域です。なお、④の区域は本市での指定はありません。

災害リスクの高い区域であっても例外的に許可が可能な事例

- ・①～⑤の区域指定が解除される場合又は解除されることが確実な場合
- ・②土砂災害を防止又は軽減する施設整備が実施された場合
- ・③建築物の高床化や敷地造成によって、浸水位より高い位置に居室を設ける建築計画の場合（対策の実施が許可条件となります）
- ・②③の災害が発生した場合に市指定の緊急避難場所に確実に避難可能であると市の確認を受けた場合

お問い合わせ先

阿南市特定事業部まちづくり推進課

電話：0884-22-1596